

(説明資料) ジャパンサーチとの連携とは？

- 1 貴機関のデータベースとジャパンサーチとの連携は、基本的に貴機関からジャパンサーチに「メタデータ」を御提供いただくことによって行われます。

* ジャパンサーチで検索のみ可能とするか、又はこれに加えて API による提供も可能とするかは、貴機関がメタデータの項目単位で設定できます。メタデータの定義等については裏面を参照ください。

- 2 貴機関が公開している「サムネイル画像」がある場合は、メタデータの一部として URL を御提供いただくことで、(ジャパンサーチのシステムに複製されることなく)ジャパンサーチの利用者用画面上に表示されます。

* メタデータによる連携の場合、サムネイル画像やデジタルコンテンツそのものを御提供いただく必要はありません。

* URL を御提供いただいたサムネイル画像については、ジャパンサーチの画像検索のため、サムネイル画像の特徴に関する数値データをキャッシュとして保存しますが、サムネイル画像そのものをジャパンサーチのシステムに複製して表示することはありません。

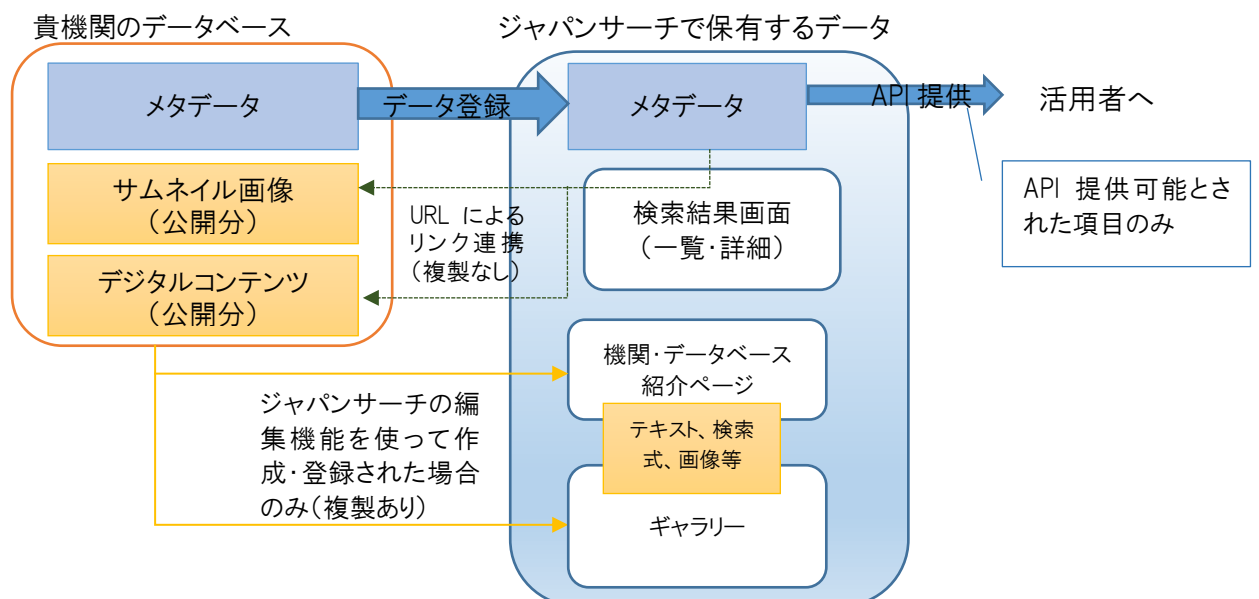
- 3 貴機関がジャパンサーチに提供するメタデータの権利表示並びに貴機関が公開しているサムネイル画像及びデジタルコンテンツの二次利用条件表示は、貴機関がデータベースごとに設定できます。ジャパンサーチの利用者用画面上では設定された権利・条件がそのまま表示されます。

* データベース単位で設定した二次利用条件と異なる条件をコンテンツ単位で設定することもできます。その場合、個別のメタデータに当該二次利用条件の情報があれば、それに共通項目ラベルを付与して、検索結果画面等で表示させることができます。

- 4 ジャパンサーチには、検索機能のほかに、貴機関及びデータベースの紹介ページ並びに特定のテーマ(主題)を設定し、あらかじめ定義した検索結果、解説文、画像等で構成される「ギャラリー」(次頁参照)を編集する機能もあります。その編集機能を利用してこれらのページを作る際に登録されたテキスト、検索式のほか、画像(アップロードされた場合のみ)等の情報は、ジャパンサーチのシステムに複製されます。

* 画像のアップロード機能は連携機関のみ利用できます。

* 貴機関が画像を IIIF で公開されている場合は、画像を登録されなくてもジャパンサーチの利用者用画面上に表示することができますので、ジャパンサーチのシステムに複製されない場合もあります。



(参考1)メタデータの定義等について

本説明資料でいう「メタデータ」とは、「『デジタルアーカイブ活動』のためのガイドライン」¹(令和5年9月、デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会(事務局:内閣府知的財産戦略推進事務局))9 ページの用語の定義(下図)によっています。

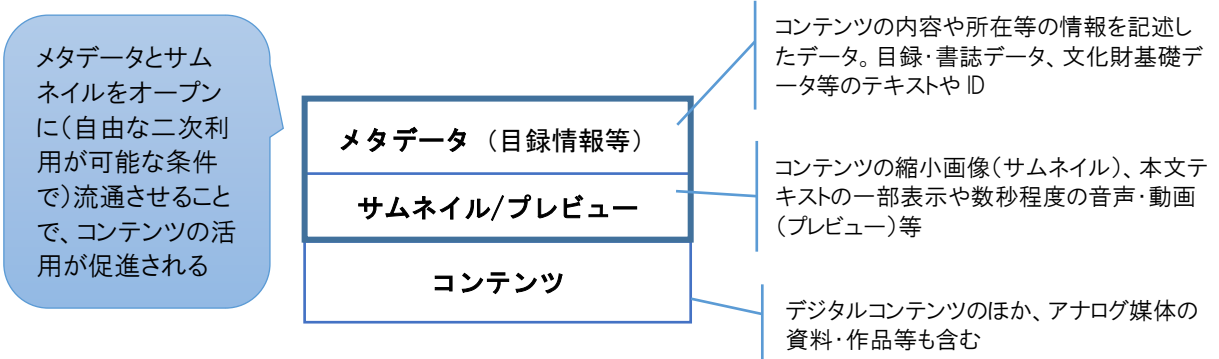


図1 デジタルアーカイブの流通単位

なお、これらの二次利用条件表示の推奨については、同ガイドライン 52 ページ(下表)にあります。

表3: 公的機関のもの又は公的助成により生成されたデータの二次利用条件

データ種別	自らが著作権を保有するものの二次利用条件
メタデータ	CC0
サムネイル/プレビュー	CC0、CC BY、(PDM)
デジタルコンテンツ	CC0、CC BY、(PDM)

(参考2)ギャラリー等について

ジャパンサーチでは、貴機関や貴機関のデータベースを紹介するページを用意しています。これらの編集は、貴機関が自ら行うことができます。

また、連携先のコンテンツへの誘導及び利活用の促進のため、クリックするだけでアクセス可能な「ギャラリー」というページを用意しており、その編集機能も貴機関が利用できます。「ワークスペース機能」を用いてギャラリーを複数人で同時に共同編集したり、作成したギャラリーを出力して自らの Web ページに貼り付けたりすることもできます。

ギャラリー



- ・ジャパンサーチの入口として、「検索機能」を使用しない場合でも見て楽しめるページ
- ・特定のテーマごとに、あらかじめ定義した検索結果等を表示し、コンテンツへの理解を促進する。
- ・代表画像、テキスト(解説文)、検索結果、検索画面から構成される。
- ・編集機能を用意
- ・複数人による共同編集も可能
- ・html、json 形式での出力も可能

¹ https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/guideline_2023.pdf